

全学データサイエンス学際カリキュラム カリキュラムマップ

取組概要

データサイエンスは文系・理系を問わず幅広い学問領域において客観性の高い知見を引き出す手法であり、卒業後の多様な職種においても有用な方法論となるという考え方にもとづいて、統計学や情報処理学の基礎的・応用的な知識を修得し、それぞれの専門分野でデータを使いこなせる人材になるための科目群を提供する。

オプション【選択】

統計および数理基礎 アルゴリズム基礎
データ構造とプログラミング基礎 時系列データ解析
自然言語処理 画像認識 データハンドリング
データ活用実践（教師あり学習）
データ活用実践（教師なし学習）

データ構造とアルゴリズム 情報処理 情報処理学 データ解析序論
応用データ解析 自然言語論 コンピュータビジョン 人工知能論 機械学習
データマイニング 環境情報論 データベース設計論
（各専門分野でのデータサイエンス関連科目）

データ・AI利活用における留意事項【心得】

メディアリテラシ 情報学演習 情報と職業 情報倫理

データリテラシー【基礎】

統計学 確率序論 マルチメディア
（各専門分野での統計系科目）

社会におけるデータ・AI利活用【導入】

文理融合データサイエンスⅠⅡⅢⅣ
データサイエンス（基礎）（中級）（上級）

企業との連携教育体制

- 富士通とのAI連携講座
- アクセンチュア／NSSOL／濠標アナリティクス
／クニエによるAI/DS関連講義科目

FUJITSU

NS Solutions

濠標 アナリティクス
TEL: 03-5561-1111

accenture

QUINTELL

修了者の就職先の例

AI/DS関連企業での専門職
SAPジャパン／ナビタイムジャパン／日本総合研究所／他
各業界企業でのデータ分析職
旭化成／福岡銀行／日本航空／テレビ新潟放送網／他
官公庁・公務員・公益法人など
デジタル庁／葛飾区／法人建材試験センター／福武財団／他

修了要件

全学データサイエンス学際カリキュラム

必修科目2単位及び基幹科目・連携科目のうち2単位：ブロンズレベルとして認定
必修科目2単位及び基幹科目・連携科目のうち8単位：シルバーレベルとして認定
必修科目2単位及び基幹科目・連携科目のうち18単位：ゴールドレベルとして認定

実施体制

文理融合AI・データサイエンスセンター
文理融合データサイエンスプログラム評価委員会

文教育学部 理学部
生活科学部 共創工学部

○国立大学法人お茶の水女子大学文理融合AI・データサイエンスセンター規則

平成20年 3 月 21日

制定

改正 平成21年11月18日

平成23年 2 月 23日

平成24年 1 月 18日

平成26年 7 月 29日

平成29年 3 月 31日

令和元年 5 月 31日

令和 2 年 3 月 31日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則第7条第3項の規定に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学文理融合AI・データサイエンスセンター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）の学内共同教育研究施設として、数理データサイエンス・シミュレーション科学又は生命情報学に関する総合的、国際的な研究及び調査を行うとともに、教育を通じて数理データサイエンス・シミュレーション科学又は生命情報学の研究者の育成に資することを目的とする。

(研究及び業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる研究及び業務を行う。

- (1) 数理データサイエンス・シミュレーション科学又は生命情報学に関する研究及び教育
- (2) 数理データサイエンス・シミュレーション科学又は生命情報学に関する情報の国際的収集及び提供
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な研究及び業務

(組織)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター員

(3) その他学長が必要と認めた職員

2 センターに、次に掲げる職員を置くことができる。

(1) 副センター長

(2) 教員

(3) 特任教員

(4) 客員研究員

(5) 研究協力員

(センター長)

第5条 センター長は、本学専任の教授又は准教授をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 その他センター長に関し必要な事項は、別に定める。

(副センター長)

第6条 副センター長は、本学専任の教授又は准教授のうちから、センター長が指名する。

2 副センター長は、センター長を補佐する。

3 副センター長の任期は2年とし、その終期が副センター長となる日の属する年度の翌年度の末日を超えることとなる場合は、翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(センター員)

第7条 センター員は、センターの研究及び業務に従事する。

2 センター員は、本学専任の教員のうちから、学長が任命する。

3 センター員の任期は2年とし、その終期がセンター員となる日の属する年度の翌年度の末日を超えることとなる場合は、翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(客員研究員)

第8条 客員研究員は、センターの研究及び業務に参画する。

2 客員研究員は、本学専任の教員以外の者を、学長が委嘱する。

3 客員研究員の任期は1年とし、その終期が委嘱する日の属する年度末を超えることとなる場合は、年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(研究協力員)

第9条 研究協力員は、センターの研究及び業務に協力する。

2 研究協力員は、本学専任の教員以外の者を、センター長が委嘱する。

- 3 研究協力員の任期は1年とし、その終期が委嘱する日の属する年度末を超えることとなる場合は、年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第10条 センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、文理融合AI・データサイエンスセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生等)

第11条 センターに、研究に支障がない限り、研究生及び委託生（以下「研究生等」という。）を受け入れることができる。

- 2 前項の研究生等の入学資格、入学手続その他必要な事項については、国立大学法人お茶の水女子大学研究生規程、国立大学法人お茶の水女子大学大学院研究生規程及び国立大学法人お茶の水女子大学委託生規程を準用する。

(事務)

第12条 センターの事務は、研究・産学連携課が行う。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月18日）

この規則は、平成21年11月18日から施行する。

附 則（平成23年2月23日）

この規則は、平成23年2月23日から施行し、平成23年1月1日から適用する。

附 則（平成24年1月18日）

この規則は、平成24年1月18日から施行する。

附 則（平成26年7月29日）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 次に掲げる学内規則は、廃止する。

(1) 国立大学法人お茶の水女子大学シミュレーション科学教育研究センター規則

(2) 国立大学法人お茶の水女子大学シミュレーション科学教育研究センター規

則運営委員会内規

附 則（令和元年 5 月 31 日）

この規則は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

○国立大学法人お茶の水女子大学文理融合 A I ・データサイエンスセンター
運営委員会内規

〔 令和元年 6 月 1 日
制 定 〕

(趣旨)

第 1 条 この内規は、国立大学法人お茶の水女子大学文理融合 A I ・データサイエンスセンター規則（以下「規則」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学文理融合 A I ・データサイエンスセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 運営委員会は、文理融合 A I ・データサイエンスセンター（以下「センター」という。）に関する次の事項を審議する。

- 一 管理運営に関する具体的事項
- 二 研究に関する具体的事項
- 三 予算に関する具体的事項
- 四 その他センターに関する事項

(組織)

第 3 条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 規則第 4 条第 1 項第 3 号に定める者
- 三 大学院人間文化創成科学研究科研究院の各系から選出された教授又は准教授各 1 人
- 四 その他運営委員会が必要と認めた者

2 前項第 3 号及び第 4 号の委員は、センター長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 3 号及び第 4 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長にやむを得ない事故があるときは、委員の中より互選された者がその職務を代理する。

(運営委員会の招集)

第6条 委員の3分の1以上の要求があるときは、委員長は、運営委員会を招集する。

(運営委員会の成立等)

第7条 運営委員会の成立には、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

2 運営委員会の議事は他の特別の規定がない場合は、出席者の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、運営委員会の同意を得て委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 運営委員会の事務は、研究協力課が行う。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この内規は、令和元年6月1日から施行する。

○国立大学法人お茶の水女子大学文理融合データサイエンスプログラム評価
委員会内規

令和2年2月26日

制定

(設置)

第1条 国立大学法人お茶の水女子大学に国立大学法人お茶の水女子大学文理融合データサイエンスプログラム評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、文理融合データサイエンスプログラムの評価及び教育の方向性に係る事項を審議し、その結果をプログラムの改善に資することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育を担当する副学長
- (2) 研究を担当する副学長
- (3) 基幹研究院長
- (4) 総合評価室長
- (5) 外部有識者
- (6) その他学長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第5号及び第6号の委員の任期は、その都度定める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、教育を担当する副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員会の成立等)

第6条 委員会の成立には、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

- 2 委員会の議事は他の特別の規定がない場合は、出席委員の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会の同意を得て委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学務課が行う。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この内規は、令和2年2月26日から施行する。